

○国土交通省告示第三百八十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第五項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該住宅耐震改修の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該住宅耐震改修を行つた同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及

び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同号に定める耐震改修工事限度額を超える場合には、当該耐震改修工事限度額）及び当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同項第二号に定める耐震改修工事限度額を超える場合には、当該耐震改修工事限度額）とする。

木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円 (単位 平方メートル)	当該家屋の建築面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円 当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円 当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万三千円 当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万五千五百円 当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)

木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百六十七万千百円	(単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十五万九千百円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十八号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百六十四号）

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。